

(非現地建替え) 福山市木造住宅耐震化促進補助事業の申請等の流れ

手続き	内 容
① 事 前 相 談	<p>住宅が補助対象に該当するかどうかの判断や申請手続きの内容等の説明を行います。</p> <p>木造住宅の図面や写真と耐震診断の結果又は簡易耐震診断の結果をご持ください。</p> <p><u>※新たに建築する住宅が、居住誘導区域内のものに限る</u></p>
② 補助金交付申請	<p>事業の契約に先立って、所定の申請書（様式第1号）と次の書類を建築指導課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>住民票の写しその他補助対象住宅に居住していることがわかるもの <input type="checkbox"/>補助対象住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者がわかるもの及び住民票の写しその他当該所有者が市内に居住していることがわかるもの <input type="checkbox"/>補助対象住宅の建築年月日がわかるもの（確認済証等） <input type="checkbox"/>市税完納証明書（個人情報目的外利用同意をした場合、添付不要） <input type="checkbox"/>補助対象住宅の付近見取図及び配置図 <input type="checkbox"/>現況写真 <input type="checkbox"/>補助対象事業に要する費用の見積書又はその写し <input type="checkbox"/>耐震診断の結果の写し <input type="checkbox"/>消費税仕入税額確認書 <input type="checkbox"/>補助金の交付申請に係る誓約書 <input type="checkbox"/>支払相手方登録依頼書 <input type="checkbox"/>その他市長が必要と認めるもの（委任状等）
③ 補助金交付決定 通 知 の 受 領	福山市より補助金の交付決定の可否について所定の書面で通知します。
④ 工事契約・着手	交付決定通知日以後に契約し、工事に着手してください。補助対象事業に変更があった場合は、変更承認申請書の提出が必要になります。
⑤ 着手届	<p>除却工事に着手した際は、速やかに所定の届出書（様式第12号）と次の書類を建築指導課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>非現地建替え工事の除却工事に係る契約書の写し <input type="checkbox"/>非現地建替え工事により新たに建築する住宅の配置図、平面図 <input type="checkbox"/>新たに建築する住宅の検査済証の写し <input type="checkbox"/>その他市長が必要と認めるもの
⑥ 実績報告 <u>※報告期限は、補助対象事業の完了の日から30日以内又は当該年度の2月末日までのいづれか早い日まで。</u>	<p>除却工事が完了した場合、所定の実績報告書（様式第6号）と次の書類を建築指導課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>補助対象事業の着手前、工事中及び完了時の工事写真 <input type="checkbox"/>補助対象事業に要した費用の請求書及び領収書の写し <input type="checkbox"/>その他市長が必要と認めるもの
⑦ 補助金交付確定 通 知 の 受 領	報告内容を審査し、適正の場合、福山市から補助金の額の確定を所定の書面により通知します。
⑧ 補 助 金 の 請 求	所定の補助金交付請求書（様式第8号）を建築指導課に提出してください。
⑨ 補助金の振込み	福山市から補助金が、指定の口座に振込まれます。

問い合わせ先

福山市役所 建設局建築部建築指導課 建築相談窓口担当

 (084) 928-1103  kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp